

中央区道路環境美化活動（アダプト・プログラム）実施要領

平成 30 年 10 月 10 日

中央区長決裁

1 目的

この要領は、札幌市が管理する中央区内の道路等における清掃ボランティア活動を支援し、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と行政との協働による環境美化活動を推進するため、必要な事項を定める。

2 対象となる団体

- (1) 中央区において活動する企業、町内会、商店街振興組合、学校、NPO 法人、ボランティア団体等でボランティアによる環境美化活動を適切かつ継続的に行うことができると認められる団体（以下「実施団体」という。）とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象としない。
 - ア) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団またはこれと密接な関係を有する団体
 - イ) 専ら営利または宣伝を目的として活動をしようとする団体
 - ウ) その他区長が不相当と認めた団体

3 実施団体の役割

実施団体は下記の役割を担う。

- (1) 札幌市が管理する中央区内の道路等における清掃活動を、冬期間を除き実施（月 1 回程度を目安）する。清掃活動は必須とし、それ以外の活動（冬期間の砂撒き等）は任意とする。
- (2) 収集したごみは、決められた場所に分別して出し、処理することが困難な場合には中央区へ回収の依頼をする。
- (3) 拾うことが困難なごみや違反広告物、通行に支障がある場所へ駐輪している自転車など活動に支障を及ぼす事象を発見した時などは、中央区に情報提供する。

4 中央区の役割

中央区は下記の役割を担う。なお、支援の内容等については中央区の予算や実施団体の意向をふまえて調整する。

- (1) 活動に必要な物品や清掃用具（ウインドブレイカー・軍手・ひばさみ、ごみ袋）等を支給する（初回のみ）。
- (2) ボランティア保険の加入。
- (3) 実施団体が収集し、処理することが困難なゴミの回収を手配する。
- (4) 実施団体の活動状況を広報する。

5 安全の確保・紛争の解決

- (1) 実施団体は活動を行う際にはそれぞれの責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮して行うこととする。
- (2) 活動中に紛争が生じた場合は、実施団体が円満に解決する。

6 活動の開始、活動計画書の提出

実施団体はあらかじめ中央区と協議し、活動計画書（様式1）を提出して活動する。

7 覚書の取り交わし

実施団体と中央区は前記6に掲げる協議がととのったときには、活動を行うに当たって必要な事項を定めた覚書を取り交わす。

8 活動報告書等の提出

実施団体は前記7に基づき、毎年度活動終了後、活動報告書（様式2）を作成し、活動状況を撮影した写真を添付の上、中央区に提出する。

また、翌年度の活動計画書（様式1）を合わせて提出する。

9 事故の報告

実施団体は、前記7の覚書に基づく活動中に事故が発生した場合は直ちに中央区に報告するとともに、事故発生報告書（様式3）を中央区に提出する。

10 覚書の解除

- (1) 実施団体から覚書解除の申出書（様式4）により覚書の解除の申出があった場合においては、覚書を解除できる。
- (2) 中央区は、下記の場合に覚書解除通知（様式5）によって覚書を解除することができる。
 - ア) 実施団体が覚書に規定する責任を果たしていないとき
 - イ) 3年間活動の実態がなく、中央区からの連絡に対して適切な対応がなされないとき
 - ウ) 実施団体が上記2（2）に該当することが判明したとき

11 その他

実施団体は、団体名及び代表者、所在地、連絡先等が変更となった場合には速やかに中央区へ連絡をすること。